

ベビーシッター利用支援事業 利用のしかた

ベビーシッター利用支援事業の利用方法と補助金の申請の流れは下記のとおりとなります。

①こども家庭庁が定める「ベビーシッターを利用するときの留意点」を確認します。

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/ninkagai/tsuuchi/babysitter>



②都道府県、中核市、政令指定都市に届出しているベビーシッターに依頼します。

○長野県に届出している届出事業者の個別情報

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kodomo-katei/kyoiku/shien/hoikujo/documents/ninnkagaiitirann070221.pdf>
(施設区分欄6の「ベビーシッター（居宅訪問型保育）」の事業者)



○長野市に届出している届出事業者の個別情報

<https://www.city.nagano.nagano.jp/documents/67/kyotaku202503.pdf>



○松本市に届出している届出事業者の個別情報

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/uploaded/attachment/103758.pdf>
(施設・事業所名欄に「居宅訪問型ベビーシッター」と記載のある事業者)



③依頼したベビーシッターに所定の料金を支払い、領収書と利用内容証明書を発行してもらいます。



④利用内容証明書に記載された内容を参考に、1か月分まとめて翌月10日までに「坂城町ベビーシッター利用支援事業補助金申請書兼請求書」に必要事項をきれいに記入し、領収書の写しと利用内容証明書を添付して、教育委員会子ども支援室に提出します。



⑤書類等審査のうえ、補助金を申請者指定金融機関の口座に振り込みます。